

ビジネス弁護士労務管理部門 ナンバー1 弁護士に 労使紛争ワースト1 問題対策 を聴く

# ハラスメント防止実務セミナー

防止規定・運用・研修等  
実務に直結する内容です

開催のご案内

主催 愛知県下各労働基準協会

いじめ・嫌がらせ(ハラスメント)は厚生労働省の個別労働紛争解決制度で、令和2年度は民事上の個別労働紛争の相談件数は、79,190件で9年連続最多。都道府県労働局長の助言・指導の申出は、1,831件で8年連続最多。都道府県労働局の紛争調整委員あっせんの申請は、1,261件で7年連続最多です。

令和2年6月に労働施策総合推進法(いわゆるパワハラ防止法)が改正施行され、同法にてより強力に対応するため、この数字には大企業のパワーハラスメントは含まれておりませんが、ハラスメントが**労使紛争ワースト1問題**であることに変わりはありません。

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントの防止は、従来より男女雇用機会均等法、育児介護休業法にて企業の義務となっておりましたが、パワーハラスメントの防止も労働施策総合推進法の改正施行により、大企業は令和2年6月から、中小企業も令和4年4月より義務化され、企業には幅広いハラスメントの防止対策を行うことが求められています。

なお、実効のある防止対策の実施には、様々なハラスメントを正しく理解し、社員研修を行い、防止規定を整備し、相談体制の構築、発生時の対応等の実務を学ぶ必要があります。

そこで、平成29年以来6回目となりますが、東京よりビジネス弁護士 労務管理部門ナンバーワン弁護士(日経ビジネス2010)として有名な石寄信憲氏を講師にお迎えし、**ハラスメント防止のための実務的なセミナー**を開催します。

より良好な職場環境を実現させ、併せて最も頻繁に発生する労働リスクから企業を守るため、ぜひとも多くの皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。



講師の石寄信憲弁護士  
数々の労働大事件を手がけられ、法改正の舞台裏にも明るく、講演、著書も多い労働界のNo.1弁護士



石寄先生編著の著書  
講演タイトルと同じ「ハラスメント防止の基礎と実務」の様々な防止対策を収録

●日時 令和3年12月7日(火) 午後1時30分～午後4時30分

●会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1

●講師 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 石寄信憲氏

●演題 **ハラスメント防止の基本と実務について**



会場の名古屋能楽堂  
能楽堂の伝統的な舞台  
能楽堂の総務部長 木村 隆

講演概要

1. 近時の社会動向と企業経営の方向性、コーポレートガバナンスコードの改訂に伴う企業統治、コンプライアンス
2. ハラスメント総論 定義・本質・防止規程の作成
3. 防止規程とガイドライン セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント等・パワーハラスメント
4. ハラスメントと業務災害 レピュテーション(企業評判)リスク・労災認定基準から見た整理
5. ハラスメント研修の内容

セクハラ



マタハラ



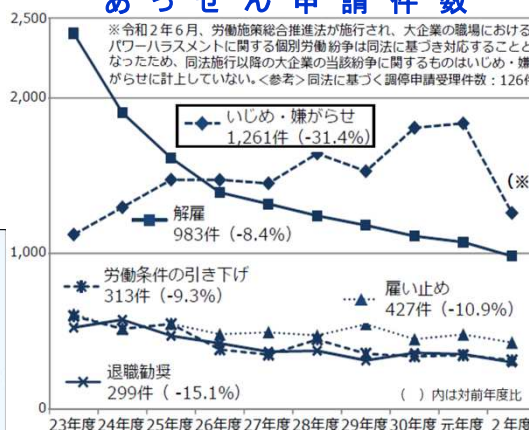
パワハラ



## 企業に求められるパワハラ防止対策

<p>1. 方針の明確化と労働者への周知・啓発</p> <p>社内報掲載 研修等</p>	<p>2. 行為者への方針・対応を就業規則に規定し周知・啓発</p> <p>行為者 懲戒処分 出勤停止14日間</p>	<p>3. 相談窓口を決め周知</p>	<p>4. 相談窓口担当と企業が迅速・適正に対応</p>	<p>5. 相談者・行為者のプライバシー保護と周知</p>	<p>6. 相談者の不利益扱い禁止を定め周知・啓発</p>
--	---	---------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

## 都道府県労働局紛争調整委員会あっせん申請件数



## 石寄信憲(いしぎき・のぶのり) 弁護士 プロフィール

1978年 弁護士登録(第一東京弁護士会、経営法曹会議所属)。  
 1984年 石寄信憲法律事務所開設 (2011年4月に名称を「石寄・山中総合法律事務所」へ改称)  
 業務開始以来、一貫して労働事件を経営者側代理人として手がける。法廷活動、顧問先指導の他、  
 日経、みずほ、SMBC等が主催する各種一般公開セミナーや企業内研修の講師としても活躍中。  
 2002年1月～2004年11月末 司法制度改革推進本部労働検討会委員、2002年10月～2010年5月  
 日弁連労働法制委員会 副委員長として労働審判制度の創設に関わり、1996年6月～現在は、経  
 営法曹会議常任幹事を務める。



働き方改革関連法対応セミナーより

### 【主な著書】

ハラスメント防止の基本と実務、同一労働同一賃金の基本と実務、懲戒処分の基本と実務、改正労働基準法の基本と実務  
 過重労働防止の基本と実務、労働契約解消の法律実務〈第3版〉、割増賃金の基本と実務、就業規則の法律実務〈第4版〉  
 労働者派遣法の基本と実務、労働条件変更の基本と実務、配転・出向・降格の法律実務〈第2版〉、非正規社員の法律実務  
 〈第3版〉、労働行政対応の法律実務、懲戒権行使の法律実務〈第2版〉、健康管理の法律実務〈第3版〉、賃金規制・決定  
 の法律実務、個別労働紛争解決の法律実務、労働時間規制の法律実務、管理職活用の法律実務、実務の現場からみた労働  
 行政、メーカーのための業務委託活用の法務ガイド〈第2版〉、(新訂版) 人事労務の法律と実務

- 対象 経営者、人事・総務部門責任者・担当者等、  
 社会保険労務士等労働専門家の皆様

- 定員 300名 ※全てイス席です。定員になり次第締め切ります。

新型コロナウイルス感染防止対策: 定席630名の会場を定員半数以下とします。  
 非接触式による検温・消毒とマスク着用を徹底し、追跡調査のため全指定席です。

- 会費 労働基準協会会員企業 4,380円 ※いずれも資料代、  
 一般(上記以外) 4,990円 消費税を含みます。

- 会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1  
 地下鉄鶴舞線「浅間町」徒歩10分  
 桜通線「丸の内」徒歩12分 名城線「市役所」徒歩12分  
 お車 名城公園正面駐車場 319台



## 申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。  
 実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市中区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市中区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市中区瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツンマウル会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133  
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

## ハラスメント防止実務セミナー 申込書(コピー可)

申込協会	労働基準協会			※会員番号						
事業場名				T E L	( )	-				
				F A X	( )	-				
所在地	〒									
ご出席者	No.	氏名	所属部署・職名	No.	氏名	所属部署・職名				
	No.は記入不要です									
受講案内送付先	受講者・担当者 (部署名) 様				お支払予定日		月 日 頃			

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。 R3.9.16